

ご案内

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

耐震改修

1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

固定資産税額の2分の1を減額(1戸当たり床面積120㎡相当分を上限)

減額期間 2015年1月〜12月に工事が終了した場合翌年度1年度分(ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは翌年度分から2年度分)

※市から補助金が出ている耐震工事を行っているも、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。

バリアフリー改修

2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金などを除く工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

固定資産税額の3分の1を減額(1戸当たり床面積10㎡相当分を上限)

マイナンバーのお知らせ
町田市マイナンバーコールセンター 8660
受付時間 月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時(祝日を除く)

マイナンバーの通知カード 通知カード受領の臨時窓口を開設

1月23日(土)・2月13日(土)
マイナンバーの通知カードは、昨年11月下旬〜12月中旬にお届けしました。

個人番号カードの申請方法

1月から交付が始まった個人番号カードは、本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を利用したe-Taxなどの電子申請や、コンビニエンスストアにおける住民票などの証明書発行(3月上旬ごろ開始予定)にも利用できます。

認知症サポーター養成講座

2月20日(土)午後1時30分〜4時30分
町健康福祉会館

戦時資料展

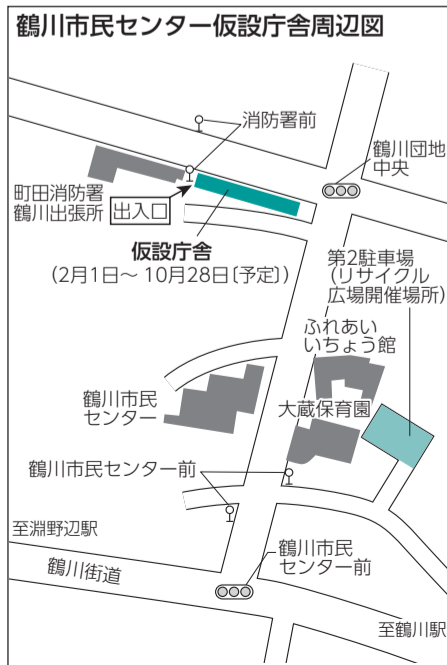
今年度は、終戦70年の節目の年度となります。市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを深く認識する機会とするため、

育てよう 歴史を守る 防火の心
1月26日 文化財防火デー
毎年1月26日は文化財防火デーです。文化財は、未来に残さなければならぬ市民の大切な財産です。



昨年の消防演習の様子

文化財防火デー
町田市民センターは改修工事のため、2月1日(月)〜10月28日(金)の期間、第3駐車場に建設した仮設庁舎(左図参照)で窓口業務を行います。



この期間中、駐車場は第2駐車場のみとなります。また、貸出施設はご利用いただけません。ご理解ご協力をお願いします。

改修工事のための 鶴川市民センターが移転します
仮設庁舎について 鶴川市民センター 735・7942

0㎡相当分を上限)
減額期間 改修工事後の翌年度1年度分
【省エネ改修】
2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事が必須・工事費用50万円を超えるもの)を行ったもの

認知症サポーター養成講座
2月20日(土)午後1時30分〜4時30分
町健康福祉会館
認知症の基礎知識の復習、

戦時資料展
今年度は、終戦70年の節目の年度となります。市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを深く認識する機会とするため、

戦没者等の遺族の皆さんへ
戦没者等の遺族の皆さんへ
戦没者等の遺族の皆さんへ
戦没者等の遺族の皆さんへ